

# 人愛幸せを求めて⑥

2003~2012  
国連識字の10年

すべての人々に教育を

## 男女共同参画社会の実現に向けて

### DVは人権侵害、犯罪です

お互いを、よきパートナーとして、尊重しあう男女共同参画社会の実現を、遅らせている要因として、家庭内の女性に対する暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)があります。

DVとは、夫や同棲相手、婚約者、元夫など親密な関係にある人からの暴力で、身体的暴力のほか精神的、性的暴力も含まれます。

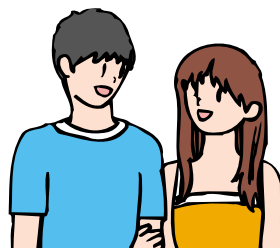
平成13年(2001年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定により、それまで、単なる夫婦げんかの延長と、軽く考えられがちだった配偶者などからの暴力が、重大な人権侵害であり、犯罪であると、広く認識されるようになりました。また平成16年(2004年)には、この法律が見直され、接近の禁止や退去命令などによる被害者の保

護、就業促進や住宅確保など生活の自立支援、被害者への救済措置がこれまで以上に充実されました。

人は誰しも、暴力的環境の中で豊かに生きることができません。夫や同棲相手などからの暴力をなくし、男女が共に人権を尊重し、安心して生活できるよう、はっきり声を上げていくことが大切です。

市では毎週月・火・木曜日の10時~16時にDVなどを含めた女性相談(サン・シープラザ3階 ☎0848-6060)を行なっています。秘密は厳守されます。ひとりで悩まず、相談しましょう。

(人権啓発広報編集委員会)



## 人権標語

(小学1年生の作品)

よわいものいじめはやめて ともだちいっぱい つくろうよ



### 相談内容

雨漏りを直そうと思っていたところ、1か月前、訪問販売業者が来訪し、約300万円の屋根工事を契約しました。知人に相談したら、「金額が高すぎる」と言われたため、契約して5日後、業者に契約を解除しようと電話をしましたが、結局断ることができませんでした。

しかし、金額に納得できないため、数日前、電話ではっきり断りましたが、違約金100万円を請求されました。支払わなければならないのでしょうか。

### アドバイス

双方から事情を聞いたところ、契約者はクーリング・オフ期間内に業者に電話連絡を入れていますが、結局、契約解除の意思をはっきり伝えることができていませんでした。

この相談については、クーリング・オフによる契約の解除は困難と判断されたため、相談者

高齢者をねらう訪問販売  
リフォームにご用心!

には業者との違約金の減額交渉をするよう助言しました。

訪問販売によるこのような契約は、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ制度によって、無条件に契約を解除することができます。

クーリング・オフは必ず書面で行い、証拠となるように、内容証明郵便か配達記録郵便にして発送しましょう。

大切なことは、契約する前に、工事が必要かどうか、内容や金額など、十分検討することです。また高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、周囲の人が、注意していくことが必要です。

### 消費生活相談室

☎0848-6410

とき 土・日曜日、祝日を

除く 月~金曜日

10時~16時

ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

9日(金) 10時~12時

大和人権文化センター

30日(金) 14時~16時 本郷支所

問い合わせ先 商工振興課

☎0848-6072

FAX 0848-4103